

公 募

下記のとおり、大規模災害発生時並びに突発事故発生時における緊急調査業務（以下「緊急調査業務」という。）を行う場合に備えた契約候補者名簿を作成するため、契約候補者として登録を希望する者を公募します。

記

第 1 件名

令和 7 年度 大規模災害発生時並びに突発事故発生時における緊急調査業務の実施に向けた対応

第 2 目的

本公募は、地震その他の自然災害等の大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合並びに突発事故が発生した場合で、農地・農業用施設が被災し、被害拡大や二次災害の防止あるいは早期復旧のため緊急調査業務を行う必要が生じた場合に、迅速に請負契約を締結し、直ちに現地で観測機器の設置や計測等を開始できるようにすることを目的とし、予め緊急調査業務の実施が可能な者の名簿を作成するものである。

第 3 応募資格

本公募に応募できる者は、次の 1 及び 2 の双方に適合する者とする。

1 契約候補者名簿登録希望者

- (1) 緊急調査業務に関する同種又は類似業務の調査の実績を有し、かつ、業務目的の達成に必要な組織及び人員を有している者。
- (2) 北陸農政局管内に本社、支店又は営業所を有し、災害発生時の緊急的な対応が可能であること。

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 北陸農政局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格で「測量・建設コンサルタント等」業務に係る測量、建設、地質のいずれかの競争参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、（3）の確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 北陸農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

第4 応募手続

1 募集期間

令和7年3月27日（木）から4月10日（木）までとする。

2 応募方法等

別紙公募要領を参照の上、別紙様式1「参加表明書」及び別紙様式2「技術資料」を第5の「応募・照会等窓口」に電子メール又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、前項の期間内必着とする。

<受付時間等>

（受付曜日）月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

（受付時間）9時～12時、13時～16時

第5 応募・照会等窓口

〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60

北陸農政局 農村振興部 防災課

災害査定官 田中 仁 （内線 3582）

災害対策室長 神林 徹 （内線 3569）

TEL 076-263-2161（代表）

E-mail hitoshi_tanaka340@maff.go.jp

toru_kambayashi560@maff.go.jp

令和7年3月26日

支出負担行為担当官

北陸農政局長 遠藤 知庸

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）をご覧ください。
- 2 農林水産省は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。